

## 19年第3回定例会提出議案

### ■ 9月18日 付議案件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果									
報告第8号	門真市土地開発公社の経営状況について	平成18年度決算及び事業報告		議決 不要									
報告第9号	財団法人門真市緑化推進センターの経営状況について	平成18年度決算及び事業報告並びに解散に伴う清算報告		議決 不要									
報告第10号	財団法人門真市文化振興事業団の経営状況について	平成18年度決算及び事業報告		議決 不要									
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (公共下水道千石東管渠築造工事請負契約の締結について)	1 契約金額 137,231,395円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市小路町1番12号 コーセン建設株式会社門真支店 支店長 川端一行 4 工 期 平成19年8月9日から平成20年3月31日まで 5 専決日 平成19年8月9日	総務水道 常任委員 会										
議案第39号	寝屋川北部広域下水道組合規約の一部変更に関する協議について	寝屋川北部広域下水道組合の解散に伴う事務の承継に関する規定の整備を行うことについて協議を行うもの 施行日 知事の許可のあった日	建設常任 委員会										
議案第40号	公共下水道千石東管渠築造工事(2)請負契約の締結について	1 契約金額 147,566,841円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市大字下島頭130番地の1 志真建設株式会社門真営業所 所長 山崎勝秀 4 工 期 議会の議決のあった日から平成20年3月31日まで	総務水道 常任委員 会										
議案第41号	公共下水道三ツ島千石幹線築造工事(7)請負契約の一部変更について	平成18年門真市議会第3回定例会において議決を得た本契約の一部を変更しようとするもの 変更内容 工期を議会の議決のあった日から平成20年1月31日まで(現行 議会の議決のあった日から平成19年9月30日まで)に変更するもの	総務水道 常任委員 会										
議案第42号	門真市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する派遣された職員に支給する災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する派遣された職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当に関し必要な事項を定めるため制定するもの 1 要 旨 手当の額	総務水道 常任委員 会										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">門真市に滞在した期間</th> <th style="width: 25%;">公用の施設又はこれに準ずる施設</th> <th style="width: 25%;">その他の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>1日につき 3,970円</td> <td>1日につき 6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え60</td> <td>1日につき</td> <td>1日につき</td> </tr> </tbody> </table>	門真市に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設	30日以内の期間	1日につき 3,970円	1日につき 6,620円	30日を超え60	1日につき	1日につき		
門真市に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設											
30日以内の期間	1日につき 3,970円	1日につき 6,620円											
30日を超え60	1日につき	1日につき											

		<table border="1"> <tr> <td>日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>1日につき 3,970円</td> <td>1日につき 5,140円</td> </tr> </table>	日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	1日につき 3,970円	1日につき 5,140円		
日以内の期間	3,970円	5,870円								
60日を超える期間	1日につき 3,970円	1日につき 5,140円								
		2 施行日 公布の日								
議案第43号	門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について	<p>公職選挙法の一部を改正する法律（平成19年法律第3号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第45号）の施行に伴い、市長の選挙における候補者の選挙運動用ビラを公営で作成できるようにするため制定するもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 市長の選挙運動用ビラを限度額の範囲内において無料で作成することができることとするもの</p> <p>(2) 選挙運動用ビラの費用を作成事業者に支払うとともに、限度額を候補者1人につき7円30銭に選挙用ビラの作成枚数（1万6千枚を超える場合には、1万6千枚）を乗じて得た額とするもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>		可決						
議案第44号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について	<p>近年の社会経済情勢の変化から、特殊勤務手当の支給対象業務の見直しを行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>支給対象業務を次のとおりとするもの</p> <p>(1) 災害等現場出勤業務</p> <p>(2) 行旅死亡人等収容護送業務</p> <p>(3) 感染症対策等業務</p> <p>(4) 危険物等取扱業務</p> <p>(5) 債権差押業務</p> <p>2 施行日 平成19年10月1日</p>	総務水道 常任委員会							
議案第45号	門真市情報公開条例及び門真市個人情報保護条例の一部改正について	<p>郵政民営化法（平成17年法律第97号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>日本郵政公社の民営化に伴い、不開示情報とする個人情報のうち、その例外である公務員等の範囲から日本郵政公社の役員及び職員を削除するもの</p> <p>2 施行日 平成19年10月1日</p>	総務水道 常任委員会							
議案第46号	政治倫理の確立のための門真市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	<p>郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）及び証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 郵便貯金法の廃止に伴う郵便貯金に関する規定の削除</p> <p>(2) 証券取引法の一部改正に伴い、引用する法律の題名を「金融商品取引法」に改めるもの</p> <p>(3) その他規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行日</p> <p>1 (1)にあつては、平成19年10月1日</p> <p>1 (2)(3)にあつては、公布の日</p>	総務水道 常任委員会							
議案第47号	一般職の職員の退職手当に関する条例の	国家公務員の退職手当制度の構造的な見直しに準じ、一般職の職員の退職手当について、	総務水道 常任委員							

	一部改正について	<p>所要の改正を行うとともに、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険法の失業等給付に準じている失業者の退職手当についての所要の改正を行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 一般の退職手当の見直し 退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とするもの</p> <p>(2) 退職手当の基本額の見直し 勤続年数による支給率を、段差の少ないゆるやかな構造にするもの</p> <p>(3) 退職手当の調整額の創設 職員の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、調整額を支給することとするもの</p> <p>(4) 経過措置 ア 施行日の前日における旧制度による退職手当の額が、新制度による退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもって退職手当の額とするもの イ 施行日から平成22年9月30日までの間に退職した者の新制度による退職手当の額が、旧制度による退職手当の額よりも多いときは、一定額を控除するもの</p> <p>(5) 失業者の退職手当の受給資格要件の改正 雇用保険法の改正に伴い、受給資格要件の勤続期間を6月以上から原則12月以上とするもの</p> <p>2 施 行 日 平成19年10月1日</p>	会	
議案第48号	門真市手数料条例の一部改正について	<p>受益者負担の原則に基づいた手数料の適正化を図るため、印鑑登録証の交付手数料の新設を行うもの</p> <p>1 要 旨 印鑑登録証の交付 1件につき300円</p> <p>2 施 行 日 平成20年4月1日</p>	民生常任委員会	
議案第49号	門真市南部市民センター条例の一部改正について	<p>受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化を図るため、門真市南部市民センターの使用料の見直し等を行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 施設の使用に係る使用料の額の改定を行うもの</p> <p>(2) 住居表示の実施に伴い、位置の表示の変更を行うもの</p> <p>2 施 行 日</p> <p>1(1)にあつては、平成20年4月1日</p> <p>1(2)にあつては、平成19年11月5日</p>	民生常任委員会	
議案第50号	門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正について	<p>資源循環と一層のごみ減量化を図り、ごみ処理責任の明確化と市民の負担の公平性の確保するため、粗大ごみの有料化等を行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 粗大ごみの収集・運搬・処理手数料の新設 ア 定時ごみ 1,500円を超えない範囲で規則で定める額 イ 臨時ごみ 2,250円を超えない範囲で</p>	民生常任委員会	

		<p>規則で定める額</p> <p>(2) 一般廃棄物の処理手数料の一般家庭及び一般家庭以外の区分を廃止するもの</p> <p>(3) 粗大ごみの手数料の新設に伴い、手数料の還付規定等を設けるもの</p> <p>2 施行日 平成20年4月1日</p>														
議案第51号	門真市立幼稚園条例の一部改正について	<p>受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化を図るため、門真市立幼稚園の保育料の見直しを行うもの</p> <p>1 要 旨 保育料の改定</p> <p>(1) 月額10,000円( 現行 小学校就学前2年の園児 8,000円、小学校就学前1年の園児 7,000円 )</p> <p>(2) 年額120,000円( 現行 小学校就学前2年の園児 96,000円、小学校就学前1年の園児 84,000円 )</p> <p>2 施行日 平成20年4月1日</p>	文教常任委員会													
議案第52号	門真市立公民館条例の一部改正について	<p>受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化を図るため、門真市立公民館の使用料の見直しを行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 施設の使用に係る使用料の額の改定を行うもの</p> <p>(2) 使用料の時間区分を午前9時( 現行9時30分 )に改めるもの</p> <p>2 施行日 平成20年4月1日</p>	文教常任委員会													
議案第53号	門真市立文化会館条例の一部改正について	<p>受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化を図るため、門真市立文化会館の使用料の見直しを行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 施設の使用に係る使用料の額の改定を行うもの</p> <p>(2) 使用料の時間区分を午前9時( 現行9時30分 )に改めるもの</p> <p>2 施行日 平成20年4月1日</p>	文教常任委員会													
議案第54号	門真市立青少年活動センター条例の一部改正について	<p>受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化を図るため、門真市立青少年活動センターの使用料の見直しを行うもの</p> <p>1 要 旨</p> <p>(1) 施設の使用に係る使用料の額の改定を行うもの</p> <p>(2) 使用料の時間区分を午前9時( 現行9時30分 )に改めるもの</p> <p>2 施行日 平成20年4月1日</p>	文教常任委員会													
議案第55号	平成19年度門真市一般会計補正予算( 第2号 )	<p>1 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,555,366千円とする。</p> <p>(1) 歳入( 歳入補正の内訳 )</p> <table border="0"> <tr> <td>財産収入・財産売払収入</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金・寄附金</td> <td>16,124千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・基金繰入金</td> <td>38,884千円</td> </tr> <tr> <td>市債・市債</td> <td>3,161千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出( 歳出補正の内訳 )</p> <table border="0"> <tr> <td>総務費・総務管理費</td> <td>59千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・社会福祉費</td> <td>17,986千円</td> </tr> </table>	財産収入・財産売払収入	5,000千円	寄附金・寄附金	16,124千円	繰入金・基金繰入金	38,884千円	市債・市債	3,161千円	総務費・総務管理費	59千円	民生費・社会福祉費	17,986千円	<p>総務水道常任委員会</p> <p>民生常任委員会</p> <p>建設常任委員会</p>	
財産収入・財産売払収入	5,000千円															
寄附金・寄附金	16,124千円															
繰入金・基金繰入金	38,884千円															
市債・市債	3,161千円															
総務費・総務管理費	59千円															
民生費・社会福祉費	17,986千円															

		民生費・児童福祉費 6,484千円 民生費・国民健康保険費 7,595千円 衛生費・清掃費 9,920千円 土木費・都市計画費 21,125千円 2 債務負担行為の補正 (1) 粗大ごみ等電話受付システム業務委託 平成20年度～平成24年度 24,075千円 (2) 粗大ごみ等電話受付業務委託 平成20年度～平成24年度 48,321千円 3 地方債の補正(変更) 臨時財政対策債 3,161千円		
議案第56号	平成19年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,490千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,571,797千円とする。 (1) 歳入(歳入補正の内訳) 諸収入・雑入 55,490千円 (2) 歳出(歳出補正の内訳) 老人保健拠出金・老人保健拠出金 46,344千円 公債費・公債費 45,037千円 諸支出金・償還金及び還付加算金 1,307千円 繰上充用金・繰上充用金 55,490千円	民生常任委員会	
議案第57号	教育委員会委員の任命について	難波 正治委員の任期満了(平成19年9月30日)に伴うもの		同意
議案第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	吉兼 和彦委員の任期満了(平成20年3月31日)に伴うもの		同意
議案第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	小川 善雄委員の任期満了(平成20年3月31日)に伴うもの		同意
議案第60号	人権擁護委員候補者の推薦について	大塚 章委員の任期満了(平成20年3月31日)に伴うもの		同意
認定第1号	平成18年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外6会計	決算特別委員会	
認定第2号	平成18年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	